

環境配慮型住宅助成金交付取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、環境配慮型住宅助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第27の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(知事が別に定める木材)

第2 要綱第2において、「知事が別に定める木材」とは、県内で産出されたものであることを証明できる木材とする。

(断熱性能を向上させる工事)

第3 要綱において、次の各号に掲げる部位の「断熱性能を向上させる工事」とは、当該各号に定めるものをいう。

(1) 壁、床、天井又は屋根 当該部位の熱貫流率を、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「告示基準」という。）1(2)イの表に掲げる基準値以下とするもの、又は、当該部位の断熱材の熱抵抗を、告示基準1(2)ロの表に掲げる基準値以上とするもの

(2) 建具 当該部位の熱貫流率を告示基準1(3)イの表の(ろ)欄に掲げる基準値以下とするもの

(断熱性能が確保されている建具)

第4 要綱第5において、「断熱性能が確保されている」とは、リフォーム工事着手前において、告示基準1(3)イの表の(ろ)欄に掲げる基準値以下であることをいう。

(床の段差を解消する工事)

第5 要綱別表第1において、「床の段差を解消する工事」とは、床の段差がある部分に勾配が12分の1以下の傾斜路を設けるものをいう。

(出入口の幅を拡張する工事)

第6 要綱別表第1において、「出入口の幅を拡張する工事」とは、出入口の通行上有効な幅員を750mm以上とするものをいう。

(十分な面積を確保する工事)

第7 要綱別表第1において、次の各号に掲げる部分の「十分な面積を確保する工事」とは、当該各号に定めるものをいう。

(1) 便所 短辺長さを内法寸法で1,100mm以上かつ長辺長さを内法寸法で1,300mmとするもの、又は、洋式便器の前方及び側方について便器と壁の距離（建具の開放により確保できる部分を含む。）を500mm以上とするもの

(2) 浴室 短辺長さを内法寸法で1,400mm以上かつ面積を内法寸法で2.5平方メートル以上とするもの

(リフォーム瑕疵保険)

第8 要綱別表第1において、「リフォーム瑕疵保険」とは、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の規定に基づき指定された住宅瑕疵担保責任保険法人が引き受ける保険契約であって、リフォーム工事の目的物に瑕疵があった場合に、その担保の責任の履行によって生じたリフォーム工事の請負人の損害又は当該瑕疵によって生じたリフォーム工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受するものをいう。

(知事が別に定める自然エネルギー設備)

第9 要綱別表第1及び第4において、「自然エネルギー設備(知事が別に定めるもの)」とは、次の各号に定めるものをいう。ただし、その導入にあたって固定価格買取制度の事業計画認定を受けるもの、国、県、市町村が実施する他の補助金を受けるもの、並びに、新築タイプにおいて選択基準③による加算を受けるものにあつては、

環の住まい認定要綱第2の規定による認定にあたって、選択事項として選択したものを除く。

- (1) 蓄熱体等を用いて太陽エネルギーを有効に利用することにより、暖房等に使用するエネルギーを低減するシステム（パッシブソーラーシステム）
- (2) システム容量3kW以上の太陽光発電システム
- (3) 集熱面積4㎡以上の太陽熱利用給湯システム
- (4) 信州型ペレットストーブ又は財団法人日本燃焼機器検査協会の認定を受けた木質ペレットストーブ
- (5) 欧州規格（en）に適合し、又はアメリカ合衆国環境保護庁（EPA）の認定を受けた木質ペレットストーブ又は薪ストーブ
- (6) 二次燃焼により排煙を減少させる機能を有する薪ストーブ

2 前項第1号におけるパッシブソーラーシステムとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暖房エネルギー削減率が10%程度見込まれるもの（自立循環型住宅への設計ガイドライン（財団法人 建築環境・省エネルギー機構発行）の3.4.2日射熱利用による省エネルギー目標レベルのレベル2相当）
- (2) 住宅金融支援機構の省エネルギー住宅工事（パッシブ型）対象承認システム（知事が別に定める定置型蓄電設備）

第10 要綱別表第1において、「定置型蓄電設備（知事が別に定めるもの）」とは、次の各号の全てに該当するものをいう。ただし、その導入にあたって国、県、市町村が実施する他の補助金を受けるものを除く。

- (1) 屋外又は屋内に固定されている、蓄電容量が4kWh以上のものであること
- (2) 未使用品であること
- (3) 新設又は既設の太陽光発電システムと接続するものであること（知事が別に定めるもの）

第11 要綱別表第3及び第6において、「県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるもの」とは、製材工場等、工事請負者に納品する者が、山林から製材工場等までの木材の流通経路を確認したうえで発行する「県産木材出荷証明書」とする。

2 前項における県産木材出荷証明書には、山林から製材工場までの経路を証するものとして、次表に掲げる書類を添付するものとする。

原木市場を経由したもの	原木市場（県産間伐材供給センター協議会）の発行する県産材産地証明書
原木市場を経由しないもの	(1) 山林所有者、伐採業者等、製材工場に原木を納品する者が発行する産地証明書 (2) 伐採前後の写真

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。